

## 特集

# 府内市町村における広域連携の取組み ～池田市・箕面市・豊能町・能勢町が 「共同処理センター」を設置し、事務処理を開始～

### はじめに

大阪府では、平成21年3月に策定した大阪版“地方分権改革”ビジョンに基づき、平成22～24年の第1フェーズの取組みとして、府内市町村に“特例市並みの権限移譲”を進めているところです。権限移譲を進めるにあたり、市町村間の広域連携によって受入体制を構築されることは、非常に有効な手法として府は積極的に支援してきました。

こうした中、豊能地域（池田市・箕面市・豊能町・能勢町）では、早くから検討を重ね、この10月より「共同処理センター」を設置し、事務処理を開始されましたので、その内容等をご紹介します（検討状況は2011年3月号「自治大阪」に掲載）。

### 池田市・箕面市・豊能町・能勢町の「共同処理センター」について

2市2町は、府から権限移譲される事務の受け皿として、平成23年10月1日に「共同処理センター」を設置し、福祉やまちづくり分野などの52事務を共同で処理しているところです。

この共同処理センターの設置は、本年8月1日に施行された改正地方自治法に基づく新たな仕組み「内部組織の共同設置」を活用した全国初の取組みです。2市2町は、単独で事務処理する場合と比較して、年間1億2千万円の人件費削減を見込んでおります。また、今後は、府からの移譲事務だけでなく、他の事務についても、こうした手法が活用できないか検討を重ねていくとのことです。

### 豊能地域の「共同処理センター」設置に伴い、2市2町首長が同センター規約の届出（地方自治法第252条の2第2項）を行うため、知事を訪問し意見交換

#### <概要>

- ・日時 平成23年9月30日（金）
- ・場所 大阪府 知事応接室
- ・出席者 市町村側：池田市長、箕面市長、豊能町長、能勢町長  
府側：知事、総務部長、市町村課長



#### 知事の発言

府も府内市町村へ特例市並みの権限を移譲しようと、3年前に大阪発“地方分権改革”ビジョンを出して取り組んできたが、2市2町がこういう形でまとまって地方分権のモデルを示していただき感謝。今後もこのモデルが大阪府域に広がるよう、基礎自治体による広域連携をサポートしていきたい。

※提出された規約は18頁参照

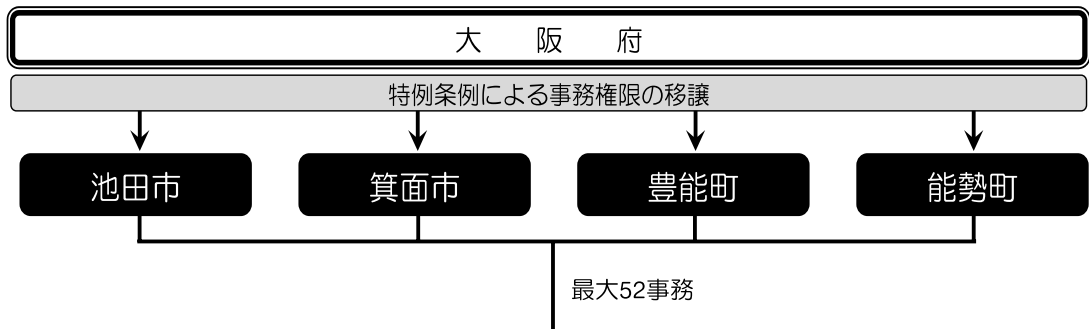
<これまでの主な経過>

- ・ H21. 7. 3 2市2町の首長会談において、広域連携の推進を確認
- ・ H21. 7. 30 2市2町広域連携研究会を発足し、検討を開始（H23.8.31までに29回開催）
- ・ H21.12. 8 2市2町の首長、阪南市長と知事との意見交換会（広域連携の更なる推進）
- ・ H21.12.12 2市2町による「共同処理センター方式」を決定（首長会談）
- ・ H23. 1. 1 共同処理による事務処理を開始（池田市、箕面市による分担処理）
- ・ H23. 4. 1 集中処理開始に向けて「広域福祉準備担当」を設置  
（H23. 8. 1 地方自治法改正（H23.4.28成立・5.2公布「内部組織の共同設置」））
- ・ H23. 9 2市2町が9月市・町議会において、共同処理センター設置に係る規約の議案を可決
- ・ H23.10. 1 2市2町が「共同処理センター」を設置

<共同処理センターについて>

・事務の処理方法

- ① 分担処理…幹事市の庁舎で処理
- ② 集中処理…2市2町の職員が集まって池田・府市合同庁舎内で処理



		共同処理センター（共同設置した課の総称）					
住 民 等	①申請・届出	共同 設置課	広域福祉課	広域子ども支援課 広域幼児育成課 広域子育て応援担当 広域人権国際課	広域商工観光課 広域公園課	広域環境を まもる課	広域まちづくり課 広域空港・総務課
		分野	福祉部門 (児童福祉除く)	福祉部門 (児童福祉)	生活安全部門	公害規制	まちづくり
	②許可・認可	幹事市	箕面市			池田市	
		執務場所	池田・府市合同 庁舎内	箕面市役所内		池田・府市合同庁舎内	
		職員※	2市2町の職員		箕面市職員		池田市職員
		処理方法	集中処理		分担処理		

※共同処理センター職員に選任された者は、2市2町の職員として事務を処理。処理された事務の効果は、それぞれの市町に帰属。

## 平成23年8月1日施行された改正地方自治法に基づく新たな仕組み 「内部組織の共同設置」について

### ■共同設置制度の改正

#### 現行制度で十分に汲み上げられていないニーズ

- 設立手続や構成団体間の調整に労力を要することや共同管理となることに対する不安、将来に対するリスクなどから、一部事務組合や広域連合を新たに形成し、積極的に活用しようとする状況には一般的にはなっていない。
- 任意組織や民事上の委託契約はサービスの安定性に課題があり、責任の所在や職員の身分取扱いに関して不明確な点が生じうる。
- 事務の委託については、委託団体、受託団体双方の住民・首長・議会から、権限の喪失・付与に対する不安や将来に対するリスクなどから、新たな事務委託の導入に慎重な意見が示されることが少なくない。

#### 新たな仕組みに必要な要素

- 仕組みができるだけ簡便であること。
- 各構成団体の主体性が維持されること(首長・議会の権限が移動しない)。
- 責任の帰属が不明確でなく、職員の身分取扱いが安定していること。

### 機関等の共同設置制度の対象を内部組織、行政機関、事務局に拡大

(平成23年4月28日成立・同年5月2日公布)

※地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会報告書抜粋

■地方自治法第252条の7（機関等の共同設置）抜粋  
第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条第1項若しくは第2項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「議会事務局」という。）、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、第156条第1項に規定する行政機関、第158条第1項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

(参考) 共同設置を行うことができる機関等

#### 現行

##### 【組織】

委員会又は委員(第138条の4第1項)

附属機関(第138条の4第3項)

##### 【人】

普通地方公共団体の長の事務を補助する職員

委員会又は委員の事務を補助する職員

専門委員(第174条第1項)

#### 新たに可能となるもの

##### 【組織】

議会事務局(その内部組織)(第138条第1項)

行政機関(第156条第1項)

長の内部組織(第158条第1項)

委員会又は委員の事務局(その内部組織)

##### 【人】

議会の事務を補助する職員(第138条第2項)

■広域連携の仕組み等について

共同処理制度	制度の概要	指揮命令、職員の身分等
<b>&lt;法人の設立を要しない簡便な仕組み&gt;</b>		
<b>協議会</b>	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指揮命令：会長</li> <li>・身分取扱い：帰属団体の職員</li> </ul>
<b>機関等の共同設置</b>	地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を、複数の地方公共団体が設置する制度。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指揮命令：事務権限の帰属する団体</li> <li>・幹事団体の職員とみなす</li> </ul>
<b>事務の委託</b>	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指揮命令：受託団体</li> <li>・受託団体の職員が実行</li> </ul>
<b>&lt;別法人の設立を要する仕組み&gt;</b>		
<b>一部事務組合</b>	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織：議会—管理者（執行機関）</li> <li>・組合</li> </ul>
<b>広域連合</b>	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲をうけることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織：議会—長（執行機関）</li> <li>・広域連合</li> </ul>

※地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会報告書の一部抜粋

■内部組織の共同設置を検討するにあたり、市町村から多くの問合せが寄せられた「指揮命令系統」、「職員の選任、身分取扱い」について、総務省自治行政局市町村体制整備課の「地方自治法の改正に伴う行政機関等の共同設置に関する質疑応答集」から抜粋した。

問 共同設置された行政機関等に対する指揮命令系統はどうなるのか。

- ・今回の改正後の地方自治法第252条の13の規定により準用される同法第252条の12の規定により、共同設置された行政機関等の事務の管理及び執行に関する法令等の適用については、それぞれの関係地方公共団体の行政機関等とみなされる。
- ・そのため、一の関係地方公共団体の権限に属する事務の管理・執行に係る共同設置された行政機関等に対する指揮命令は、当該地方公共団体の長が行うこととなるものであり、権限の帰属が明確な事務

であれば、その指揮命令系統も同じく明確なものとなると考えられる。

- ・なお、今回の改正後の地方自治法第252条の13の規定により準用される同法第252条の8第5号の規定により、共同設置する行政機関等に関し必要な事項を規約で定めることとしており、事務権限の帰属が明確でない事務があった場合に指揮命令を行う者を規約で定めておくことが望ましいと考えられる。

問 共同設置された「行政機関等の職員」の選任又は身分取扱い等については、どうなるのか。

- ・普通地方公共団体の行政機関等の職員の選任及び身分取扱いについては、改正後の第252条の7第1項により、新たに行政機関等の共同設置が可能となることに伴い、改正後の第252条の13により読み替えて準用する第252条の8第4号（読替え規定は改正後の地方自治法施行令第174条の24に規定）に

より規定されることとなる。

具体的には、「共同設置する議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の職員の選任の方法及びその身分取扱い」が、共同設置の必要的規約事項とされることとなる。

- ・具体的な選任及び身分取扱いについては、改正後の第252条の13により読み替えて準用する第252条の9第3項及び第5項において、次のとおり規定される。
- ・まず、選任については、改正後の第252条の13により読み替えて準用する第252条の9第3項により、「規約で定める普通地方公共団体の議会の議長、長、委員会又は委員が選任する」(同項第1号)こととするか、又は「関係普通地方公共団体の議会の議長、長、委員会又は委員が協議により定めた者に

ついて、規約で定める普通地方公共団体の議会の議長、長、委員会又は委員がこれを選任する」(同項第2号)こととする(傍線は改正後の地方自治法施行令第174条の24による読替箇所。以下同じ。)ことを、規約に定めることとなる。

- ・次に、身分取扱いについては、改正後の第252条の13により読み替えて準用する第252条の9第5項により、「これらの者を選任する普通地方公共団体の議会の議長、長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員」とみなされることとなる。
- ・その他、共同設置した行政機関等の職員に関しては、第252条の13において読み替えて準用する第252条の8により、必要に応じて規約に定めを設けることとなる。

■自治法改正を受け、豊能地域(2市2町)の共同処理センターの職員の組織体制、身分取扱い、予算等については、以下のとおりです。

◆共同処理センターの組織体制

	分担処理 (まちづくり・公害規制・児童福祉・生活安全部門)	集中処理 (福祉部門)
幹事市	●まちづくり・公害規制部門・・・池田市 ●児童福祉・生活安全部門・・・箕面市	箕面市
組織	2市2町に広域〇〇課を共同設置 (※事務分掌条例施行規則改正要) 【池田分担処理の担当課】 環境をまもる課、まちづくり課、 空港・総務課 【箕面分担処理の担当課】 商工観光課、幼児育成課、子ども支援課、 子育て応援担当、人権国際課、公園課	2市2町で広域福祉課を共同設置 (※事務分掌条例施行規則改正要)
執務場所	幹事市の既存課	豊能府民センター内
人員体制	●まちづくり部門 2名増員 ●公害規制部門 2名増員 ●児童福祉部門 1名増員	●正規職員5名と特別職非常勤職員3名を配置 ●幹事市の箕面市は課長級を選任

◆共同処理センターの身分取扱い・予算など

	分担処理 (まちづくり・公害規制・児童福祉・生活安全部門)	集中処理 (福祉部門)
身分取扱い	幹事市の職員とみなす（選任された段階で自動的に幹事市の規定が適用）	
給料	幹事市の規定を適用 (幹事市の職員のみを選任)	●幹事市の規定を適用 ●年収補償を基本とし、同等役職での直近上位に格付け
旅費・手当		幹事市の規定を適用
昇給		
公務災害		幹事市の規定・基準を適用 (幹事市以外の市町に事前報告)
分限・懲戒		幹事市の規定を適用 (幹事市以外の職員の場合は、幹事市から支給後、相当額を幹事市以外の市町に請求)
退職手当 (死亡)		●幹事市の福利厚生団体に入会 ●市町村職員共済組合の資格は幹事市に変更
福利厚生		
選任・発令	2市2町の首長協議により候補者を選定し、幹事市長が選任・発令（分担処理は協議を省略）	
歳入予算	手数料や移譲事務交付金は、各市町(幹事市：権限移譲事務担当課 幹事市以外：権限移譲事務関係課など)の一般会計予算に計上 ※ただし、権限移譲推進特別交付金は企画担当課で計上	
歳出予算	幹事市(権限移譲事務担当課)の一般会計予算に計上 ※ただし、運営経費に係る負担金は企画担当課で計上	
議会対応	●幹事市以外の市町は、関連する事務を所管する次長以上で対応 ●幹事市の常任委員会のみ出席(幹事市以外の市町は出席不要)	

※ 2市2町研究会報告書を参照

## 終わりに

「内部組織の共同設置」については、南河内地域（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）の3市2町1村が、平成24年1月から共同で事務処理を開始されます。また、泉北・泉南地域においても、現在検討が進められております。

府としては、こうした広域連携の取組を他の地域に広げていくため、まずは先行事例をきちんと定着させ、広域連携のメリットを最大限に発揮できるように頑張っている市町村に対して、しっかり支援していきたいと考えています。

## 池田市箕面市豊能町能勢町における共同処理センターの共同設置に関する規約

(共同設置する市町)

第1条 池田市、箕面市、豊能町及び能勢町（以下「関係市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。

(名称)

第2条 共同して設置する内部組織の総称は、「共同処理センター」とし、各内部組織の名称は、関係市町の長の協議により定める。

(処理する事務)

第3条 共同処理センターで処理する事務は、次に掲げる事務で、関係市町の長の協議により定めたものとする。

- (1) 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき大阪府から関係市町が移譲を受けた事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、関係市町の権限に属する事務

(執務場所)

第4条 共同処理センターの執務場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大阪府池田市城南一丁目1番1号 池田・府市合同庁舎内
- (2) 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号 箕面市役所内
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町の長の協議により定める場所

(幹事となる市)

第5条 共同処理センターで処理する各事務の幹事となる市（以下「幹事市」という。）は、事務の内容に応じ、関係市町の長の協議により定める。

(職員の選任方法)

第6条 共同処理センターの職員は、関係市町の長の協議により定める職員の候補者のうちから、幹事市の長がこれを選任する。ただし、幹事市の職員から候補者を定めるときは、当該協議を省略することができる。

2 幹事市の長は、前項の規定により選任された職員の氏名及び経歴を、他の関係市町の長に通知しなければならない。

3 幹事市の長は、共同処理センターの職員に欠員を生じたときは、速やかにその旨を他の関係市町の長に通知するとともに、第1項の例により共同処理センターの職員を選任する。

(負担金)

第7条 共同処理センターに関する関係市町の負担金の額、精算の時期及び精算方法は、関係市町の長の

協議により定める。

(予算)

第8条 共同処理センターに関する歳入予算及び前条に規定する負担金の歳出予算は、関係市町それぞれの一般会計に計上する。

2 共同処理センターに関する歳出予算（前条に規定する負担金を除く。）は、幹事市の一般会計に計上する。

(決算報告)

第9条 関係市町の長は、共同処理センターに関する決算を関係市町それぞれの議会の認定に付したときは、当該決算を他の関係市町の長に報告しなければならない。

(事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程)

第10条 関係市町は、共同処理センターで処理する事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程について、相互に調整するように努めなければならない。

(職員の身分の取扱い)

第11条 共同処理センターの職員は、選任した幹事市の職員の身分として取扱う。

(監査)

第12条 共同処理センターが行う関係市町の財務に関する事務の執行及び関係市町の経営に係る事業の管理に係る通常の監査は、当該事務及び当該事業を所管する市町の監査委員が毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合においては、当該事務及び当該事業を所管する市町の監査委員は、監査の結果に関する報告を他の関係市町の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

(協定書の締結)

第13条 関係市町の長は、第2条に規定する各内部組織の名称、第3条に規定する共同処理センターで処理する事務、第4条に規定する共同処理センターの執務場所、第5条に規定する幹事市及び第7条に規定する関係市町の負担金の額について、別に協定書を締結するものとする。

2 関係市町の長は、前項の協定書を締結したときは、公表するものとする。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、共同処理センターに係る事務に関し必要な事項は、関係市町の長の協議により定める。

附 則

この規約は、平成23年10月1日から施行する。